

様式第 1 号

8 年 6 月 20 日

熊本県知事 木村敬 殿

学校法人熊本壺溪塾

理事長 木庭順子

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	専修学校熊本壺溪塾
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校・ <u>専門学校</u>)
大学等の所在地	熊本市中央区水前寺一丁目 1 番 1 号
学長又は校長の氏名	木庭順子
設置者の名称	学校法人熊本壺溪塾
設置者の主たる事務所の所在地	熊本市中央区内坪井町 5 番 10 号
設置者の代表者の氏名	木庭順子
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://suizenji-branch.kokei.ac.jp/

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- ☐ 確認申請
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。
- ☐ 更新確認申請書の提出
大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

- ☐ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。
- ☐ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。
- ☐ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。
- ☐ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- ☐ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	境 信子	096-352-1442	nobuko@kokei.ac.jp
第2号の1	船津 浩之	096-213-7772	funatsu@kokei.ac.jp
第2号の2	境 信子	096-352-1442	nobuko@kokei.ac.jp
第2号の3	船津 浩之	096-213-7772	funatsu@kokei.ac.jp
第2号の4	境 信子	096-352-1442	nobuko@kokei.ac.jp

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☒）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☐ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☐ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

その他

- ☐ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☐ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	専修学校熊本壺溪塾
設置者名	学校法人熊本壺溪塾学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数	省令で定める基準単位数	配置困難
文化教養専門課程	公務員専攻科	夜・通信	0	4	○
	公務員特別科	夜・通信	2	7	○
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<https://suisenji-branch.kokei.ac.jp/public-servant/information/>

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名 公務員専攻科
(困難である理由) 壺溪塾公務員専攻科は、社会に貢献する公務員を輩出することを目的とした1年課程である。そのためには、公務員として採用されるために必要な教養の基礎学力を付けておくことが不可欠であり、公務員試験に向けての広汎な知識の習得を目標とした学力の向上に多くの比重をかけている。また、学科の特性により、実務経験のある教員として想定されるのが公務員であるため、授業担当者としての配置が困難であり、実務経験のある教員による、実践的授業の多くの配置は困難である。
学科名 公務員特別科

(困難である理由) 壺溪塾公務員特別科は、社会に貢献する公務員を輩出することを目的とした 2 年課程である。公務員として採用されるために必要な教養の基礎学力をじっくりと付けていくことが必要であり、1 年次と 2 年前期は、学力をつけるための十分な時間を配置している。また、学科の特性により、実務経験のある教員として想定されるのが公務員であるため、授業担当者としての配置が困難である。さらに、公務員試験に向けての広汎な知識の習得を目標としているため、実務経験のある教員による、実践的授業の多くの配置は困難である。

様式第 2 号の 2－①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第 2 号の 2－②を用いること。

学校名	専修学校 熊本壺溪塾
設置者名	学校法人 熊本壺溪塾學園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

当学園 web サイト jigyou-houkokusyo.pdf

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	(現職) 弁護士	R8.4.1 ～ R10.3.31	学校コンプライアンスに関わる助言
非常勤	(現職) 他学校法人(専修学校) 理事長	R8.4.1 ～ R10.3.31	専修学校運営に関わる助言
(備考)			

様式第 2 号の 3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	専修学校熊本壺溪塾
設置者名	学校法人熊本壺溪塾学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。 (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) (授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 各授業科目については、授業の方法、内容、授業目標、成績評価基準を記載したシラバスを作成することとしている。 シラバスは、各教員により毎年 12 月に作成後、教育課程編成委員会に諮り意見を反映させた上で、2 月に完成し、新年度に学生に配付するとともに学校ホームページにて公表している。	
授業計画書の公表方法	本学ウェブサイトにて好評 https://suizenji-branch.kokei.ac.jp/public-servant/information/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

当校では、公務員試験合格に必要な学力養成と、民間就職に役立つ資格取得を目指し、事務系 IT 人材の育成を目的としている。そのため、前期（4 月～9 月）は基礎学力の充実に重点を置いた授業展開を行っている。

後期（11 月～翌年 2 月）については、公務員科では社会人基礎力の育成を主眼に置き、将来の職務で活躍できる素地づくりを行う。一方、情報キャリア科では資格取得や実践的な演習に重点を置いた授業を展開する。

なお、成績評価は期末テストの実施の有無に応じて方法が異なる。

前期授業

【1.期末テストを実施する科目の成績評価】

期末テストの点数のウェイトを 80%、小テストやレポート等のウェイトを 20%として 5 段階で成績評価を行う。

※期末テストに関しては、80～100 点を評価「5」、60～79 点を評価「4」、40～59 点を評価「3」、20～39 点を評価「2」、19 点以下を評価「1」とし、「2」と「1」は不合格とする。期末テストの 5 段階評価に各科目の小テストやレポート等を加味して 5 段階の成績評価を行い、「3」以上に単位認定をする。

【2.期末テストを実施しない科目の成績評価】

前期授業の一部では期末テストを実施せず、小テスト・レポート及び出席状況により評価を行う科目がある。尚、単位取得には各科目の授業時数の 3 分の 2 以上の出席が必要である。

後期授業

後期授業では、期末テストは実施せず、小テスト・レポート及び出席状況により単位認定を行う。単位取得には各科目の授業時数の 3 分の 2 以上の出席が必要である。後期授業においては評定値を設けず単位認定の可否の判定のみ行う。以上の成績評価の決定及び単位認定に関しては厳格な運用を行う。

3. 成績評価において、G P A 等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)
 厳格な成績評価を適切に実施するために、客観的な指標として GPA を設定している。
 GPA 算出においては以下の 3 項目それぞれに GP を設定し、3 項目の合計 GP を 100 点とする (100 点満点で算出された合計 GP を以下、GPA とする)。

- (1) 期末テストを実施する科目の成績の平均値を GP 化する (満点は 30 点)
- (2) 前期の出席率を GP 化する (満点は 30 点)
- (3) 後期の出席率を GP 化する (満点は 40 点)

【A: 期末テストを実施する科目の GP 算出方法】

期末テストの成績を 80% とし、そこに小テストやレポート等を 20% 加味して決定された科目別の 5 段階の成績評価の平均値を 6 倍して GP 化する。

【B: 出席率の GP 算出方法】

前期、後期それぞれ出席率により出席ポイントを算出し、GP 化する。

< 出席率 >

100% → 出席評価 [5] 90～99% → 出席評価 [4] 80～89% → 出席評価 [3]
 69～79% → 出席評価 [2] 68% 以下 → 出席評価 [1]

前期は出席ポイントを 6 倍して GP 化し、後期は出席ポイントを 8 倍して GP 化。
 ※ 後期授業では出席に重きを置いて単位認定を行うため、倍率が前期とは異なる。

上記の【A】【B】を合計して 100 点満点の GPA を算出する。

* 専修学校熊本壺溪塾 GPA 算出例 *

前期出席状況(4～9月)、前期成績評価、後期出席状況(11～2月)の 3 種類の
 データを合計 100 点満点に換算して学内における序列を決定します。
※ 後期は出席率のみでの成績評価を行うためウェイトを高く設定しています。

区分	算出方法	GP 満点
(1) 前期出席状況	出席率 (%) に対応する出席ポイントを 6 倍する	30
(2) 後期出席状況	出席率 (%) に対応する出席ポイントを 8 倍する	40
	前期・後期の出席率 (%) の出席ポイント	
	0～68%	
	69～79%	
	80～85%	
	86～90%	
	91～95%	
	96～99%	
	100%	
(3) 前期成績	各科目の成績評価(5段階)の平均値を 6 倍する	30
(1),(2),(3) の GP 合計		100

(ある生徒のGPA 算出例)

科目名	成績評価
政治Ⅰ	5
経済Ⅰ	4
社会Ⅰ	4
日本史Ⅰ	5
世界史Ⅰ	3
地理Ⅰ	3
文章国語Ⅰ	3
文章英語Ⅰ	2
数的推理Ⅰ	4
判断推理Ⅰ	5
平均値	3.80
(3)前期成績GP	22.8

ある生徒の前期出席率が91%、後期出席率が63%であったとすると、

前期 出席率	出席 ポイント	(1)前期出席GP
91	4	$4 \times 6 = 24$

後期 出席率	出席 ポイント	(2)後期出席GP
63	1	$1 \times 8 = 8$

この生徒のGPAは、

$$22.8 + 24 + 8 = 54.8$$

54.8点となります。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

本学ウェブサイトにて公表
<https://suizenji-branch.kokei.ac.jp/public-servant/information/>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

本校においては、公務員試験に合格するための「教養の力」(基礎能力)や全体の奉仕者としての使命が果たせるような「対人接遇能力」、「政治・行政・経済・財政・福祉等の現状を理解する能力」、「実践的なパソコンの技能等の円滑に事務処理を行う能力」など、公務員として必要な技能を身に付けた人材の育成を目標としており、学則に定める所定の時間在学习し、年間 35 単位の修得を卒業の要件としている。

以下のとおりディプロマ・ポリシーを定めている他、詳細については学則の他、「専修学校熊本壺溪塾 単位修得・進級・卒業に関する規定」、「専修学校熊本壺溪塾 成績評価における客観的な算出方法に関する規定」に定めており、生徒の卒業認定についても、これらの規定に従い適切に実施している。

また、本校ディプロマ・ポリシーについては、ウェブサイトにて公開している。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://suizenji-branch.kokei.ac.jp/public-servant/information/>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	専修学校熊本壺溪塾
設置者名	学校法人熊本壺溪塾学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://suizenji-branch.kokei.ac.jp/public-servant/information/
収支計算書又は損益計算書	https://suizenji-branch.kokei.ac.jp/public-servant/information/
財産目録	https://suizenji-branch.kokei.ac.jp/public-servant/information/
事業報告書	https://suizenji-branch.kokei.ac.jp/public-servant/information/
監事による監査報告（書）	https://suizenji-branch.kokei.ac.jp/public-servant/information/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名		専門士		高度専門士	
文化教養		専門課程	公務員専攻科		－		－	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類					
			講義	演習	実習	実験	実技	
1 年	昼	38 単位	23	15	0	0	0	
			38 単位					
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数		
50 人		66 人	0 人	8 人	6 人	14 人		

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 各授業科目については、授業の方法、内容、授業目標、成績評価基準を記載したシラバスを作成することとしている。 シラバスは、各教員により毎年12月に作成後、教育課程編成委員会に諮り意見を反映させた上で、2月に完成し、新年度に学生に配付するとともに学校ホームページにて公表している。
成績評価の基準・方法

(概要)

各授業科目においては、あらかじめシラバスに記載している方法のとおり、厳格かつ適正に履修認定を行っている。具体的な評価方法としては、以下に記載のとおり。

当校では公務員試験に合格するための学力を養成することが前期授業（4～9月）の主たる目標であり、採用試験が終了している後期授業（11～翌年2月）は社会人となって活躍するための素地を作ることに主眼を置いて授業を展開する。

※期末テストの実施の有無により成績評価の決定方法が異なる。

前期授業

【1.期末テストを実施する科目の成績評価】

期末テストの点数のウェイトを80%、小テストやレポート等のウェイトを20%として5段階で成績評価を行う。

※期末テストに関しては、80～100点を評価「5」、60～79点を評価「4」、40～59点を評価「3」、20～39点を評価「2」、19点以下を評価「1」とし、「2」と「1」は不合格とする。期末テストの5段階評価に各科目の小テストやレポート等を加味して5段階の成績評価を行い、3以上に単位認定をする。

【2.期末テストを実施しない科目の成績評価】

前期授業の一部では期末テストを実施せず、小テスト・レポート及び出席状況により評価を行う科目がある。尚、単位取得には各科目の授業時数の3分の2以上の出席が必要である。

後期授業

後期授業では、期末テストは実施せず、小テスト・レポート及び出席状況により単位認定を行う。単位取得には各科目の授業時数の3分の2以上の出席が必要である。後期授業においては評定値を設けず単位認定の可否の判定のみ行う。

以上の成績評価の決定及び単位認定に関しては厳格な運用を行う。

卒業・進級の認定基準

(概要)

本校においては、公務員試験に合格するための「教養の力」（基礎能力）や全体の奉仕者としての使命が果たせるような「対人接遇能力」、「政治・行政・経済・財政・福祉等の現状を理解する能力」、「実践的なパソコンの技能等の円滑に事務処理を行う能力」など、公務員として必要な技能を身に付けた人材の育成を目標としており、学則に定める所定の時間が在学し、年間35単位の修得を卒業の要件としている。

以下のとおりディプロマ・ポリシーを定めている他、詳細については学則の他、「専修学校熊本壺溪塾 単位修得・進級・卒業に関する規定」、「専修学校熊本壺溪塾 成績評価における客観的な算出方法に関する規定」に定めており、生徒の卒業認定についても、これらの規定に従い適切に実施している。 また、本校ディプロマ・ポリシーについては、ウェブサイトにて公開している。
学修支援等
(概要) 模擬試験の解説・フォロー講義や各種特別講座（事務適性・消防適性・性格検査）、その他適宜学生フォローの演習を実施している。また、成績の伸び悩みでモチベーションの維持が苦しくなる時期には担任が面談を実施してヒアリング及びアドバイスを行っている。

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
48 人 (100%)	0 人 (0%)	45 人 (93%)	3 人 (6%)
(主な就職、業界等) 国家公務員（一般職・専門職）、地方公務員（県政令市・市町村・警察官・消防士			
(就職指導内容) ・ 学内で各職種の就職担当者を招いての説明会を実施 ・ 就職に関する情報提供、面接対策、カウンセリング ・ 担任、学生、保護者による三者面談			
(主な学修成果（資格・検定等）) なし			
(備考) (任意記載事項) 年度当初の学生（60 名）のうち 10 名は転学科のため卒業生数とは数値が異なる			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
60 人	2 人	3%
(中途退学の主な理由) 公務員試験合格による年度途中採用に応じたため		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生・保護者・担任による三者面談および管理職を含めた四者面談など		

分野		課程名	学科名		専門士	高度専門士	
文化教養		専門課程	公務員特別科		－	－	
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
2 年	昼	83 単位	52	31	0	0	0
			83 単位				
学生総定員数		学生実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
40 人		28 人	0 人	8 人	6 人	14 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要） 各授業科目については、授業の方法、内容、授業目標、成績評価基準を記載したシラバスを作成することとしている。 シラバスは、各教員により毎年 12 月に作成後、教育課程編成委員会に諮り意見を反映させた上で、2 月に完成し、新年度に学生に配付するとともに学校ホームページにて公表している。
成績評価の基準・方法
（概要） 各授業科目においては、あらかじめシラバスに記載している方法のとおり、厳格かつ適正に履修認定を行っている。具体的な評価方法としては、以下に記載のとおり。 当校では公務員試験に合格するための学力を養成することが前期授業（4～9 月）の主たる目標であり、採用試験が終了している後期授業（11～翌年 2 月）は社会人となって活躍するための素地を作ることに主眼を置いて授業を展開する。 ※期末テストの実施の有無により成績評価の決定方法が異なる。 前期授業 【1.期末テストを実施する科目の成績評価】 期末テストの点数のウェイトを 80%、小テストやレポート等のウェイトを 20%として 5 段階で成績評価を行う。 ※期末テストに関しては、80～100 点を評価「5」、60～79 点を評価「4」、40～59 点を評価「3」、20～39 点を評価「2」、19 点以下を評価「1」とし、「2」と「1」は不合格とする。期末テストの 5 段階評価に各科目の小テストやレポート等を加味して 5 段階の成績評価を行い、3 以上に単位認定をする。

【2.期末テストを実施しない科目の成績評価】 前期授業の一部では期末テストを実施せず、小テスト・レポート及び出席状況により評価を行う科目がある。尚、単位取得には各科目の授業時数の3分の2以上の出席が必要である。 後期授業 後期授業では、期末テストは実施せず、小テスト・レポート及び出席状況により単位認定を行う。単位取得には各科目の授業時数の3分の2以上の出席が必要である。後期授業においては評定値を設けず単位認定の可否の判定のみ行う。 以上の成績評価の決定及び単位認定に関しては厳格な運用を行う。
卒業・進級の認定基準
（概要） 本校においては、公務員試験に合格するための「教養の力」（基礎能力）や全体の奉仕者としての使命が果たせるような「対人接遇能力」、「政治・行政・経済・財政・福祉等の現状を理解する能力」、「実践的なパソコンの技能等の円滑に事務処理を行う能力」など、公務員として必要な技能を身に付けた人材の育成を目標としており、学則に定める所定の時間在学习し、年間35単位の修得を卒業の要件としている。 以下のとおりディプロマ・ポリシーを定めている他、詳細については学則の他、「専修学校熊本壺溪塾 単位修得・進級・卒業に関する規定」、「専修学校熊本壺溪塾 成績評価における客観的な算出方法に関する規定」に定めており、生徒の卒業認定についても、これらの規定に従い適切に実施している。 また、本校ディプロマ・ポリシーについては、ウェブサイトにて公開している。
学修支援等
（概要） 模擬試験の解説・フォロー講義や各種特別講座（事務適性・消防適性・性格検査）、その他適宜学生フォローの演習を実施している。また、成績の伸び悩みでモチベーションの維持が苦しくなる時期には担任が面談を実施してヒアリング及びアドバイスを行っている。

卒業者数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業者数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
14人 (100%)	0人 (0%)	11人 (78%)	3人 (21%)
（主な就職、業界等） 国家公務員（一般職・専門職）、地方公務員（県政令市・市町村・警察官・消防士			

(就職指導内容)		
・学内で各職種の就職担当者を招いての説明会を実施 ・就職に関する情報提供、面接対策、カウンセリング ・担任、学生、保護者による三者面談		
(主な学修成果（資格・検定等）) なし		
(備考) (任意記載事項)		

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
28 人(1 年生 14、2 年生 14)	0 人	0%
(中途退学の主な理由)		
(中退防止・中退者支援のための取組) 学生・保護者・担任による三者面談および管理職を含めた四者面談など		

②学校単位の情報

a)「学生納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考（任意記載事項）
公務員専攻科	150,000 円	590,000 円	180,000 円	
公務員特別科	150,000 円	590,000 円	180,000 円	
修学支援（任意記載事項）				

b) 学校評価

自己点検評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://suizenji-branch.kokei.ac.jp/public-servant/information/
学校関係者評価の基本方針（実施方法・体制） 学校教育法 133 条および学校教育法施行規則第 189 条等に準拠した形で学校関係者評価委員会を設置し、毎年 1 回学校関係者評価委員会を開催している。 (1)学校関係者評価委員会の構成 ①委員の定員：4 名以上 ②委員の選出区分：企業等委員、保護者、卒業生をそれぞれ 1 名以上含むこととする (2)主な評価項目 ・学校の教育理念・目的・育成人材像は定められているか。また周知されているか。 ・教育理念、育成人材像及び行政ニーズを踏まえた育成・達成レベルや学習時間の確保は明確になされているか。 ・学生の就職に関する目標は設定されているか。 ・防災・防犯・非常時への対応等が文書化されているか。また組織化されているか。 ・法令、専修学校設置基準の遵守と適切な学校運営がなされているか。 など (3)評価結果の活用方法 評価結果の活用については、自己点検委員会（自己評価を行う当校の委員会）により改善の方策と必要な予算を検討する。予算が必要となる事案に関しては、理事会に諮る。 即時実行が可能な改善策や理事会の承認を受けたものは、教職員と講師による教職員会議にて実行の責任者を決め、次年度より実行する。例えば予算の都合により即時実行が困難であるといった理由により理事会の承認が受けられなかったものに関しては、次年度以降も当校の課題として引き続き自己点検委員会において代替案を含めて再検討し、理事会に諮る。

(令和 7 年度改善事例) ○委員からの提言 1：年々学生の基礎学力が低下していることに関して改善策を検討すべきである。この提言については入学前教育を充実させ、さらに放課後の補講も取り入れることにより可能な限り取り残さない教育を展開することを目指す。 ○委員からの提言 2：個人情報保護を徹底させるために事務室内のロッカーや保管庫に鍵をかけるべきである。また、職員のレベルに応じてアクセス制限を設ける必要があるのではないか。これに関しては施錠をすぐに実施している。しかし、データに関しては専門の部署が無いため、今後の課題として残る。 (令和 8 年度以降継続して検討する課題となった例) 電子黒板の導入、授業録画・配信システムの導入については予算の問題もあるため、引き続き検討課題とする。教室での集団授業に馴染めない学生など多様性への合理的な配慮に関する具体的な対応策も検討の余地がある。 (4)学校運営の体制と改善責任者 理事長－理事会－塾長－学校（校長－副校長－教務部長－教職員） 学校運営の責任者として校長以下、副校長、教務部長を置いている。 教職員会議で、職務分掌との整合性を考慮しながら課題を振り分け、課題ごとに改善の責任者を決め、その指示により教職員が協力して改善に取り組むものとする。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
熊本県産業教育振興会理事長	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	企業等委員
株式会社 地域経済センター 会長	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	企業等委員
有斐総合法律事務所 弁護士	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	保護者
公務員	令和 7 年 4 月 1 日～ 令和 9 年 3 月 31 日	卒業生
学校関係者評価結果の公表方法		
本学ウェブサイトにて公開 https://suizenji-branch.kokei.ac.jp/wp/wp-content/uploads/2025/06/99d12ee2b991b1cd73111636cf5abd46.pdf		
(備考) 第三者評価は未実施であるため、学校関係者評価を実施		

c) 当該学校に係る情報

本学ウェブサイト URL https://suizenji-branch.kokei.ac.jp/
--

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード	H143310000013	学校名	専修学校熊本壺溪塾
設置者名	学校法人熊本壺溪塾学園		

Ⅰ. ①直前３年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	731,460,593円	677,871,980円	53,588,613円
申請２年度前の決算	620,551,811円	640,317,381円	-19,765,570円
申請３年度前の決算	690,562,776円	670,239,957円	20,322,819円

Ⅰ. ②直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	1,879,064,238円	188,106,800円	1,690,957,438円

Ⅱ. 申請校の直近３年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度（申請年度）	450人	451人	100%
前年度	430人	421人	97%
前々年度	550人	356人	64%

大学・短期大学・高等専門学校で、Ⅱ. 申請校の直近３年度の全ての収容定員充足率が８割未満の場合
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度（申請年度）５月１日時点の状況について

(A) 又は (B) のいずれかを記載

・申請校の直近の進学・就職率の状況 (A) 学校基本統計を利用する場合

	卒業者数(G)	進学者数+就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)
申請前年度の状況	人	人	%

・申請校の直近の進学・就職率の状況 (B) 学校基本統計を利用しない場合

	進学希望者+就職希望者(I)	進学者数+就職者数(J)	進学・就職率(J)/(I)
申請前年度の状況	人	人	%

(Ⅰ. ②の補足資料) 「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
現金、預金	現金、普通預金、定期預金	771,338,280円
有価証券等	株式、投資信託、債権	1,081,633,815円
未収金等	未収入金、仮払金、前払金	26,092,143円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
借入金	長期借入金	181,190,000円
未払金	未払法人税、消費税	6,916,800円
		円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(別紙)

- ※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。
- ※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H143310000013
学校名 (〇〇大学 等)	専修学校熊本壺溪塾
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人熊本壺溪塾学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		29人（10）人	23人（7）人	29人（19）人
内 訳	第Ⅰ区分	5人	5人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅱ区分	2人	1人	
	（うち多子世帯）	（1人）	（0人）	
	第Ⅲ区分	3人	1人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	7人	5人	
	区分外（多子世帯）	11人	11人	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（0）人
合計（年間）				29人（19）人
（備考）				

- ※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。
- ※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	0人	0人
修得単位数が「廃止」の基準に該当	0人	0人	0人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	0人	0人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	0人	0人
計	0人	0人	0人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期	0人	後半期	0人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	13人	6人	7人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限る、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	0人	0人
G P A等が下位4分の1	13人	6人	7人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	0人	0人
計	13人	6人	7人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。